

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画

（ 変更部分対比表 ）

主な変更点のみを抜粋していますので、全文は縦覧又はHPに掲載されております
「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」をご覧ください。

平成 2 7 年 1 0 月

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）	利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）
利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画 【大臣管理区間】 平成 2 5 年 5 月 国土交通省 関東地方整備局	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画（変更原案） 【大臣管理区間】 平成 2 7 年 月（変更） （当初 平成 2 5 年 5 月） 国土交通省 関東地方整備局

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）	利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）
(8) 昭和 57 年 9 月洪水 昭和 57 年 9 月洪水は、台風第 18 号によるものであり、台風第 18 号が静岡県榛原郡御前崎町（現御前崎市）付近に上陸し、利根川上流域を通過して東日本を縦断する経路をとったことから、関東各地で大雨をもたらした。八斗島上流域では総降水量が各地で 200mm を超え、利根川本川では各地点で警戒水位を大幅に超える出水となり、八斗島から取手までの区間では計画高水位に迫る出水となった。この出水により、約 9,000ha、約 34,800 棟の浸水被害が発生した。 (9) 平成 10 年 9 月洪水 平成 10 年 9 月洪水は、台風第 5 号によるものであり、前線の影響も加わり関東地方で大雨をもたらした。利根川の栗橋地点では昭和 22 年 9 月のカスリーン台風以来戦後 3 番目の流量を記録し、利根川の群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県北埼玉郡北川辺町（現加須市）では、漏水等の堤防の被害が発生した。この出水により約 1,600ha、約 800 棟の浸水被害が発生した。 (10) 平成 19 年 9 月洪水 平成 19 年 9 月洪水は、台風第 9 号によるものであり、鑓川では氾濫危険水位を超え、鑓川下流部左岸の群馬県高崎市において浸水被害が発生するとともに、利根川本川においては、群馬県邑楽郡明和町や千葉県香取市で堤防の漏水被害、また銚子市忍町地先で溢水による家屋の浸水被害が発生した。この出水により約 60ha、約 100 棟の浸水被害が発生した。	1 (8) 昭和 57 年 9 月洪水 2 昭和 57 年 9 月洪水は、台風第 18 号によるものであり、台風第 18 号が静岡県榛原郡御前崎町（現御前崎市）付近に上陸し、利根川上流域を通過して東日本を縦断する経路をとったことから、関東各地で大雨をもたらした。八斗島上流域では総降水量が各地で 3 200mm を超え、利根川本川では各地点で警戒水位を大幅に超える出水となり、八斗島 4 から取手までの区間では計画高水位に迫る出水となった。この出水により、約 9,000ha、 5 約 34,800 棟の浸水被害が発生した。 6 7 8 9 (9) 平成 10 年 9 月洪水 10 平成 10 年 9 月洪水は、台風第 5 号によるものであり、前線の影響も加わり関東地方 11 で大雨をもたらした。利根川の栗橋地点では昭和 22 年 9 月のカスリーン台風以来戦後 12 3 番目の流量を記録し、利根川の群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県北埼玉郡北川辺町（現 13 加須市）では、漏水等の堤防の被害が発生した。この出水により約 1,600ha、約 800 14 棟の浸水被害が発生した。 15 16 (10) 平成 19 年 9 月洪水 17 平成 19 年 9 月洪水は、台風第 9 号によるものであり、鑓川で氾濫危険水位を超え、 18 鑓川下流部左岸の群馬県高崎市において浸水被害が発生するとともに、利根川本川にお 19 いては、群馬県邑楽郡明和町や千葉県香取市で堤防の漏水被害、また銚子市忍町地先 20 で溢水による家屋の浸水被害が発生した。この出水により約 60ha、約 100 棟の浸水被 21 害が発生した。 22 23 (11) 平成 27 年 9 月洪水 24 平成 27 年 9 月洪水は、台風第 17 号、18 号によるものであり、鬼怒川で計画高水位 25 を超え、鬼怒川下流部左岸の茨城県常総市三坂町において堤防の決壊が発生するととも 26 に、各所で溢水による家屋の浸水被害が発生した。この出水により約 4,050ha、約 11,400 27 棟の浸水被害が発生した。 28 29 30 31
11	11

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）				利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）			
表 1-6 利根川流域における主な洪水（被害）状況				1 表 1-6 利根川流域における主な洪水（被害）状況			
洪水発生年	原因	被害状況		洪水発生年	原因	被害状況	
昭和 22 年 9 月	カスリーン台風	浸水家屋 家屋半壊	303,160 戸、家屋流失倒壊 23,736 戸 7,645 戸、田畑の浸水 176,789 ha ※1 都 5 県の合計値	昭和 22 年 9 月	カスリーン台風	浸水家屋 家屋半壊	303,160 戸、家屋流失倒壊 23,736 戸 7,645 戸、田畑の浸水 176,789 ha ※1 都 5 県の合計値
昭和 23 年 9 月	アイオン台風	床下浸水	1,536 戸、床上浸水 836 戸 ※利根川、江戸川、渡良瀬川の合計値	昭和 23 年 9 月	アイオン台風	床下浸水	1,536 戸、床上浸水 836 戸 ※利根川、江戸川、渡良瀬川の合計値
昭和 24 年 8 月	キティ台風	床下浸水 家屋倒壊流失 浸水面積	1,536 戸、床上浸水 3,969 戸 639 戸、家屋半壊 1,044 戸 4,284 ha ※渡良瀬川、鬼怒川、江戸川の合計値	昭和 24 年 8 月	キティ台風	床下浸水 家屋倒壊流失 浸水面積	1,536 戸、床上浸水 3,969 戸 639 戸、家屋半壊 1,044 戸 4,284 ha ※渡良瀬川、鬼怒川、江戸川の合計値
昭和 25 年 8 月	台風	浸水家屋	3,517 戸 ※小貝川破壊による被害	昭和 25 年 8 月	台風	浸水家屋	3,517 戸 ※小貝川破壊による被害
昭和 33 年 9 月	台風第 22 号	床下浸水 浸水面積	29,981 戸、床上浸水 11,563 戸 27,840 ha ※中川流域での被害	昭和 33 年 9 月	台風第 22 号	床下浸水 浸水面積	29,981 戸、床上浸水 11,563 戸 27,840 ha ※中川流域での被害
昭和 34 年 8 月	台風第 7 号	各所で護岸水制等の流出		昭和 34 年 8 月	台風第 7 号	各所で護岸水制等の流出	
昭和 41 年 6 月	台風第 4 号	床下浸水 全壊流失 宅地その他	33,328 棟、半壊床上浸水 6,778 棟 2 棟、農地 41,505 ha 10,739 ha	昭和 41 年 6 月	台風第 4 号	床下浸水 全壊流失 宅地その他	33,328 棟、半壊床上浸水 6,778 棟 2 棟、農地 41,505 ha 10,739 ha
昭和 41 年 9 月	台風第 26 号	床下浸水 全壊流失 宅地その他	5,212 棟、半壊床上浸水 534 棟 58 棟、農地 8,153 ha 3,529 ha	昭和 41 年 9 月	台風第 26 号	床下浸水 全壊流失 宅地その他	5,212 棟、半壊床上浸水 534 棟 58 棟、農地 8,153 ha 3,529 ha
昭和 49 年 9 月	台風第 14 号、16 号、18 号	床下浸水 全壊流失 宅地その他	1,582 棟、床上浸水 38 棟 4 棟、農地 720 ha 346 ha	昭和 49 年 9 月	台風第 14 号、16 号、18 号	床下浸水 全壊流失 宅地その他	1,582 棟、床上浸水 38 棟 4 棟、農地 720 ha 346 ha
昭和 56 年 8 月	台風第 15 号	床下浸水 全壊流失 宅地その他	646 棟、床上浸水 269 棟 2 棟、農地 1,568 ha 120 ha	昭和 56 年 8 月	台風第 15 号	床下浸水 全壊流失 宅地その他	646 棟、床上浸水 269 棟 2 棟、農地 1,568 ha 120 ha
昭和 57 年 7 月	台風第 10 号	床下浸水 全 半 壊 宅地その他	1,478 棟、床上浸水 137 棟 4 棟、農地 234 ha 130 ha	昭和 57 年 7 月	台風第 10 号	床下浸水 全 半 壊 宅地その他	1,478 棟、床上浸水 137 棟 4 棟、農地 234 ha 130 ha
昭和 57 年 9 月	台風第 18 号	床下浸水 全 半 壊 宅地その他	27,458 棟、床上浸水 7,384 棟 5 棟、農地 4,262 ha 4,688 ha	昭和 57 年 9 月	台風第 18 号	床下浸水 全 半 壊 宅地その他	27,458 棟、床上浸水 7,384 棟 5 棟、農地 4,262 ha 4,688 ha
平成 10 年 9 月	台風第 5 号	床下浸水 全 半 壊 宅地その他	736 棟、床上浸水 110 棟 2 棟、農地 1,545 ha 22 ha	平成 10 年 9 月	台風第 5 号	床下浸水 全 半 壊 宅地その他	736 棟、床上浸水 110 棟 2 棟、農地 1,545 ha 22 ha
平成 13 年 9 月	台風第 15 号	床下浸水 全 半 壊 宅地その他	130 棟、床上浸水 26 棟 0 棟、農地 216 ha 101 ha	平成 13 年 9 月	台風第 15 号	床下浸水 全 半 壊 宅地その他	130 棟、床上浸水 26 棟 0 棟、農地 216 ha 101 ha
平成 14 年 7 月	前線，台風第 6 号	床下浸水 全 半 壊 宅地その他	496 棟、床上浸水 120 棟 0 棟、農地 685 ha 122 ha	平成 14 年 7 月	前線，台風第 6 号	床下浸水 全 半 壊 宅地その他	496 棟、床上浸水 120 棟 0 棟、農地 685 ha 122 ha
平成 16 年 10 月	台風第 23 号	床下浸水 全 半 壊 宅地その他	350 棟、床上浸水 30 棟 0 棟、農地 39 ha 9 ha	平成 16 年 10 月	台風第 23 号	床下浸水 全 半 壊 宅地その他	350 棟、床上浸水 30 棟 0 棟、農地 39 ha 9 ha
平成 19 年 9 月	台風第 9 号	床下浸水 全 半 壊 宅地その他	52 棟、床上浸水 46 棟 32 棟、農地 39 ha 20 ha	平成 19 年 9 月	台風第 9 号	床下浸水 全 半 壊 宅地その他	52 棟、床上浸水 46 棟 32 棟、農地 39 ha 20 ha
※昭和 34 年洪水までは、「利根川百年史」、昭和 41 年～平成 10 年洪水は、「水害統計（建設省河川局）」、平成 13 年洪水以降は「水害統計（国土交通省河川局）」をもとに作成 ※被害状況は、集計上支川被害を含む。				2 ※昭和 34 年洪水までは、「利根川百年史」、昭和 41 年～平成 10 年洪水は、「水害統計（建設省河川局）」、 3 平成 13 年洪水以降は「水害統計（国土交通省河川局）」をもとに作成 4 ※被害状況は、集計上支川被害を含む。			
12				12			

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）

表 1-9 利根川・江戸川における近年の渇水の状況

項目 渇水年	取水制限状況			
	取水制限期間		取水制限 日数（日間）	最大取水 制限率
	自	至		
昭和 47 年	6/6	7/15	40	15%
昭和 48 年	8/16	9/6	22	20%
昭和 53 年	8/10	10/6	58	20%
昭和 54 年	7/9	8/18	41	10%
昭和 55 年	7/5	8/13	40	10%
昭和 57 年	7/20	8/10	22	10%
昭和 62 年	6/16	8/25	71	30%
平成 2 年	7/23	9/5	45	20%
平成 6 年	7/22	9/19	60	30%
平成 8 年	1/12	3/27	76	10%
	8/16	9/25	41	30%
平成 9 年	2/1	3/25	53	10%
平成 13 年	8/10	8/27	18	10%
平成 24 年	9/11	10/3	23	10%
取水制限の 平均日数			43.6	

※取水制限は一時緩和を含む。

18

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）

1

表 1-9 利根川・江戸川における近年の渇水の状況

項目 渇水年	取水制限状況			
	取水制限期間		取水制限 日数（日間）	最大取水 制限率
	自	至		
昭和 47 年	6/6	7/15	40	15%
昭和 48 年	8/16	9/6	22	20%
昭和 53 年	8/10	10/6	58	20%
昭和 54 年	7/9	8/18	41	10%
昭和 55 年	7/5	8/13	40	10%
昭和 57 年	7/20	8/10	22	10%
昭和 62 年	6/16	8/25	71	30%
平成 2 年	7/23	9/5	45	20%
平成 6 年	7/22	9/19	60	30%
平成 8 年	1/12	3/27	76	10%
	8/16	9/25	41	30%
平成 9 年	2/1	3/25	53	10%
平成 13 年	8/10	8/27	18	10%
平成 24 年	9/11	10/3	23	10%
平成 25 年	7/24	9/18	57	10%
取水制限の 平均日数			44.5	

※取水制限は一時緩和を含む。

2

18

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）	利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）
水質事故が発生している。水質事故が発生すると、水道用水や農業用水等への影響のみならず、魚類をはじめとした動植物にも影響が生じる。水質事故が発生した場合には、関係機関との情報共有を図るとともに被害軽減のための対策を実施する必要がある。	1 水質事故が発生している。水質事故が発生すると、水道用水や農業用水等への影響のみならず、魚類をはじめとした動植物にも影響が生じる。水質事故が発生した場合には、関係 2 機関との情報共有を図るとともに被害軽減のための対策を実施する必要がある。 3 4 5 2.5 新たな課題 6 (1) 気候変動適応策の推進 7 こうした現状と課題のほかに、新たな課題にも直面している。まず、地球温暖化に伴う 8 気候変動と海面上昇である。I P C C（気候変動に関する政府間パネル）の第 5 次評価報 9 告書では、熱帯低気圧の強度が強まり、激しい降雨の頻度が増大し、海面も今世紀末には 10 1986～2005 年と比べ 0.26～0.82m の範囲で上昇する可能性が高いと予測されている。 11 近年我が国においては、時間 50mm を超える短時間強雨や総雨量が数百ミリから千ミ 12 リを超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生している。さ 13 らに地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後さらに、大雨や短時間強雨の発生頻度、 14 大雨による降水量などが増大することが予想されている。これにより、施設の能力を上回 15 る外力（災害の原因となる豪雨、洪水、高潮等の自然現象）による水災害が発生する懸念 16 が高まっている。このため、気候変動に伴う水災害の頻発化・激甚化など、様々な事象を 17 想定し、対策を進めていくことが必要となっている。 18 (2) 大規模水害 19 中央防災会議大規模水害対策に関する専門調査会報告（「首都圏水没 ～被害軽減のた 20 めに取るべき対策とは～」）においては、大規模な地震によって、海岸や河川の堤防等が 21 被災した直後に大規模水害が発生した場合、想定した以上の浸水被害を受ける危険性も考 22 えられ、その際、大規模地震により電力や通信及び交通インフラ施設等が被災している場 23 合、広域避難対策に著しく支障が生じる可能性が指摘され、その後同調査会より「首都圏 24 大規模水害対策大綱」が示されている。このような地震と大規模水害が複合的に発生した 25 場合の被害想定や防災対策に関する調査研究については、今後取り組んでいくべき重要な 26 課題とされている。 27 (3) 首都圏直下地震 28 中央防災会議首都直下地震避難対策等専門調査会報告においては、東京湾北部を震源と 29 するマグニチュード 7.3 の首都直下の地震では、首都地域は他の地域と比べ格段に高い集 30 積性から人的・物的被害や経済被害は甚大なものとなる予想されている。さらに、平成 31 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震では、東北地方においては、沿岸域を
36	36

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）

【参考】

○地球温暖化に伴う気候変化について

・年降水量の変動幅が大きくなる傾向（少雨の年の年降水量が大幅に減少）

年降水量の経年変化(1900～2005年)

出典:国土交通省社会資本整備審議会河川分科会 気候変動に適應した治水対策検討小委員会資料

・100年後の降水量の変化率は概ね1.1～1.3倍、最大で1.5倍

①北海道	1.24	④北陸	1.14	⑦紀伊南部	1.13	⑩四国南部	1.11
②東北	1.22	⑤中部	1.06	⑧山陰	1.11	⑪九州	1.07
③関東	1.11	⑥近畿	1.07	⑨瀬戸内	1.10		

100年後の年最大日降水量の変化率

出典:水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適應策のあり方について(答申)平成20年6月 社会資本整備審議会

38

【参考】

2 ○地球温暖化に伴う気候変動について

気候変動による外力(降水)の増大・頻発化

○今世紀末には現在気候と比べ大雨による降水量は増加傾向を示し、全国平均では温室効果ガスの排出量が少ない場合(RCP2.6)で10.3%増加、非常に多い場合(RCP8.5)で25.5%増加

○無降水日の年間日数は増加傾向を示し、全国平均では温室効果ガスの排出量が少ない場合(RCP2.6)で1.1日増加、非常に多い場合(RCP8.5)で10.7日増加

大雨による降水量※の増加

	全国 (単位: %)
RCP2.6	10.3 (7.9～14.5)
RCP4.5	13.2 (8.0～16.0)
RCP6.0	16.0 (14.8～18.2)
RCP8.5	25.5 (18.8～35.8)

※上位5%の降水イベントによる日降水量

無降水日の年間日数の増加

	全国 (単位: 日)
RCP2.6	1.1 (-1.9～3.2)
RCP4.5	4.2 (3.7～5.3)
RCP6.0	5.0 (3.4～5.8)
RCP8.5	10.7 (6.9～15.5)

➢ RCP2.6、4.5、6.0(3ケース)、RCP8.5(9ケース)における将来気候の予測(2080～2100年平均)と現在気候(1984～2004年平均)の変化率または差を示す

➢ また、各シナリオにおける全ケースの平均値、括弧内に平均値が最小のケースと最大のケース(年々変動等を含めた不確実性の幅ではない)を示す

環境省 気候庁「日本国内における気候変動予測の不確実性を考慮した評価について(第2回)」
<http://www.env.go.jp/press/15034.html>より作成

3

水害の頻発・激甚化(年最大流域平均雨量)

○全国の一級水系においては、現在気候と比べ将来気候(SRESA1Bシナリオ)において年最大流域平均雨量が約1.1～1.3倍※1)になることが予測

計画降雨継続時間での降雨量倍率の予測結果

※1: SRES A1Bシナリオを適用した4つの気候モデルについて、現在(前期RCM5は1980～1999、後期RCM5は1976～2000)、将来(前期RCM5は2089～2095、後期RCM5は2075～2099)の予測値(中心値)の幅を示したものの

※2: 全国1級水系の中央値

出典:国土技術政策総合研究所資料No.749より作成

4

出典:水災害分野における気候変動適應策のあり方について(答申) 平成27年8月 社会資本整備審議会

6

38

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）	利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）
14,000m³/s 程度を安全に流下させ、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る。 高潮に対しては、江戸川の河口から行徳可動堰までの区間において、伊勢湾台風と同規模の台風が東京湾に最も被害をもたらすコースを進んだ場合に発生すると想定される高潮による災害の発生の防止又は軽減を図る。 計画規模を上回る洪水等及び整備途上段階での施設能力以上の洪水等が発生した場合においても、自助・共助・公助の精神のもと、関係機関と連携し、住民等の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図る。 特に、江戸川下流部においては、河川の堤防が決壊すれば、十分な避難時間が確保できないままにゼロメートル地帯等の低平地が浸水する事態となるなど甚大な人的被害が発生する可能性が特に高いことから、計画規模の洪水を対象とした治水対策とあわせて超過洪水対策を実施し、壊滅的な被害の回避を図る。 地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査及び検討を進め、必要な対策を実施することにより地震、津波による災害の発生の防止又は軽減を図る。	1 14,000m³/s 程度を安全に流下させ、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る。 2 高潮に対しては、江戸川の河口から行徳可動堰までの区間において、伊勢湾台風と同規 3 模の台風が東京湾に最も被害をもたらすコースを進んだ場合に発生すると想定される高 4 潮による災害の発生の防止又は軽減を図る。 5 施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をで 6 きる限り軽減することを目標とする。具体的には、施設の運用、構造、整備手順等を工夫 7 するとともに、想定し得る最大規模の外力までの様々な外力に対する災害リスク情報と危 8 機感を地域社会と共有し、関係機関と連携して、的確な避難、円滑な応急活動、事業継続 9 等のための備えの充実、災害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図る。 10 特に、江戸川下流部においては、河川の堤防が決壊すれば、十分な避難時間が確保でき 11 ないままにゼロメートル地帯等の低平地が浸水する事態となるなど甚大な人的被害が発 12 生する可能性が特に高いことから、計画規模の洪水を対象とした治水対策とあわせて超過 13 洪水対策を実施し、壊滅的な被害の回避を図る。 14 地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査及 15 び検討を進め、必要な対策を実施することにより地震、津波による災害の発生の防止又は 16 軽減を図る。 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28
44	44

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

河川の整備に当たっては、はん濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、高潮等による災害に対する安全性の向上を図る。その際、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、親水に配慮する等、総合的な視点で推進する。なお、整備に当たっては、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともに、河道掘削等により発生する土砂や他機関からの建設発生土を受け入れ、築堤等への有効活用を図る等、コストの縮減に努める。

また、築堤、河道掘削等に伴い改築が必要となる水門、樋門等については、関係機関と調整の上、必要に応じ生物の移動可能範囲の拡大に配慮しつつ、整備を実施する。

(1) 洪水を安全に流下させるための対策

1) 堤防の整備

堤防が整備されていない区間や、附図 2 に示す標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間について、築堤・かさ上げ・拡築を行う。なお、堤防のり面は、堤体内の浸透への安全性の面で有利なこと、また除草等の維持管理面やのり面の利用面からも緩やかな勾配が望まれていること等を考慮し、緩傾斜の一枚のりを基本とする。

表 5-1 堤防の整備に係る施行の場所（1/4）

河川名		施行の場所		機能の概要
利根川	左岸	茨城県神栖市波崎	3.0k～4.6k 付近	流下能力向上
		茨城県神栖市波崎～矢田部	5.4k～10.1k 付近	
		茨城県神栖市矢田部～太田	10.3k～16.0k 付近	
		茨城県神栖市太田	16.3k～16.5k 付近	
		茨城県神栖市太田	17.2k～17.3k 付近	
		茨城県神栖市太田	17.6k～17.7k 付近	
		茨城県神栖市太田	17.9k～18.0k 付近	
		茨城県取手市白山～西	86.5k～87.2k 付近	
		茨城県取手市稲	87.8k～87.9k 付近	
		茨城県取手市野々井	88.8k～89.0k 付近	

48

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、津波、高潮等による災害に対する安全性の向上を図る。その際、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、親水に配慮する等、総合的な視点で推進する。なお、整備に当たっては、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともに、河道掘削等により発生する土砂や他機関からの建設発生土を受け入れ、築堤等への有効活用を図る等、コストの縮減に努める。

また、築堤、河道掘削等に伴い改築が必要となる水門、樋門等については、関係機関と調整の上、必要に応じ生物の移動可能範囲の拡大に配慮しつつ、整備を実施する。

(1) 洪水を安全に流下させるための対策

1) 堤防の整備

堤防が整備されていない区間や、附図 2 に示す標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間について、築堤・かさ上げ・拡築を行う。なお、堤防のり面は、堤体内の浸透への安全性の面で有利なこと、また除草等の維持管理面やのり面の利用面からも緩やかな勾配が望まれていること等を考慮し、緩傾斜の一枚のりを基本とする。

表 5-1 堤防の整備に係る施行の場所（1/4）

河川名		施行の場所		機能の概要
利根川	左岸	茨城県神栖市波崎	3.0k～4.6k 付近	流下能力向上
		茨城県神栖市波崎～矢田部	5.4k～10.1k 付近	
		茨城県神栖市矢田部～太田	10.3k～16.0k 付近	
		茨城県神栖市太田	16.3k～16.5k 付近	
		茨城県神栖市太田	17.2k～17.3k 付近	
		茨城県神栖市太田	17.6k～17.7k 付近	
		茨城県神栖市太田	17.9k～18.0k 付近	
		茨城県取手市白山～西	86.5k～87.2k 付近	
		茨城県取手市稲	87.8k～87.9k 付近	
		茨城県取手市野々井	88.8k～89.0k 付近	

48

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）

表 5-1 堤防の整備に係る施行の場所（3/4）

河川名	施行の場所	機能の概要	
利根川	右岸	埼玉県深谷市江原～中瀬 169.0k～175.0k 付近	
	群馬県伊勢崎市境平塚～境島村 175.0k～175.8k 付近		
	群馬県伊勢崎市境島村 176.0k～176.8k 付近		
	群馬県伊勢崎市境島村 177.2k 付近		
	群馬県伊勢崎市境島村 177.6k～178.2k 付近		
	埼玉県本庄市小和瀬 178.2k～180.3k 付近		
	埼玉県本庄市久々字 180.6k 付近		
	埼玉県本庄市久々字～沼和田 180.8k～181.7k 付近		
	埼玉県本庄市山王堂 182.0k～182.5k 付近		
	群馬県佐波郡玉村町五科 184.5k～185.1k 付近		
	群馬県佐波郡玉村町五科 185.5k 付近		
	群馬県佐波郡玉村町小泉 186.3k～186.5k 付近		
	江戸川	左岸	千葉県市川市稲荷木～市川南 3.2k～12.0k 付近
		千葉県市川市市川南～国府台 12.9k～14.2k 付近	
千葉県松戸市下矢切～上矢切 16.0k～18.4k 付近			
千葉県松戸市松戸 19.3k～19.8k 付近			
千葉県松戸市樋野口～古ヶ崎 20.5k～21.3k 付近			
千葉県松戸市古ヶ崎 21.6k～22.0k 付近			
千葉県松戸市主水新田 24.0k～24.3k 付近			
千葉県松戸市主水新田～流山市木 24.4k～27.0k 付近			
千葉県流山市流山～下花輪 28.0k～29.6k 付近			
千葉県流山市下花輪～深井新田 30.8k～34.6k 付近			
千葉県流山市深井新田～野田市今上 34.7k～36.0k 付近			
千葉県野田市今上～中野台 36.6k～39.5k 付近			
千葉県野田市産生～岩名 41.0k～43.4k 付近			
千葉県野田市岩名～東宝珠花 44.0k～50.2k 付近			
千葉県野田市東宝珠花～柏寺 50.4k～52.5k 付近			
千葉県野田市市中戸～関宿元町 54.8k～55.4k 付近			
千葉県野田市関宿元町 55.8k～57.1k 付近			
千葉県野田市関宿元町～関宿町 57.3k～59.1k 付近			
右岸		千葉県市川市河原 3.2k～9.3k 付近	
東京都江戸川区篠崎町 9.3k～10.1k 付近			
東京都江戸川区篠崎町～上篠崎 10.5k～11.0k 付近			
東京都江戸川区北篠崎～東小岩 11.8k～12.1k 付近			
東京都江戸川区東小岩～北小岩 12.7k～14.0k 付近			
東京都江戸川区北小岩～葛飾区柴又 15.5k～16.5k 付近			
東京都葛飾区金町浄水場～東金町 16.9k～19.0k 付近			
埼玉県三郷市鷹野～新和 22.3k～22.6k 付近			
埼玉県三郷市新和～市助 23.4k～25.0k 付近			
埼玉県吉川市三輪野江 30.5k～31.0k 付近			
埼玉県北葛飾郡松伏町築比地 41.3k～41.5k 付近			
埼玉県北葛飾郡松伏町築比地～春日部市新宿新田 42.0k～43.0k 付近			
埼玉県春日部市新宿新田 43.5k～44.5k 付近			
埼玉県春日部市西金野井 45.0k～46.5k 付近			
埼玉県春日部市西視野井 51.5k～52.4k 付近			

50

1

表 5-1 堤防の整備に係る施行の場所（3/4）

河川名	施行の場所	機能の概要	
利根川	右岸	埼玉県深谷市江原～中瀬 169.0k～175.0k 付近	
	群馬県伊勢崎市境平塚～境島村 175.0k～175.8k 付近		
	群馬県伊勢崎市境島村 176.0k～176.8k 付近		
	群馬県伊勢崎市境島村 177.2k 付近		
	群馬県伊勢崎市境島村 177.6k～178.2k 付近		
	埼玉県本庄市小和瀬 178.2k～180.3k 付近		
	埼玉県本庄市久々字 180.6k 付近		
	埼玉県本庄市久々字～沼和田 180.8k～181.7k 付近		
	埼玉県本庄市山王堂 182.0k～182.5k 付近		
	群馬県佐波郡玉村町五科 184.5k～185.1k 付近		
	群馬県佐波郡玉村町五科 185.5k 付近		
	群馬県佐波郡玉村町小泉 186.3k～186.5k 付近		
	江戸川	左岸	千葉県市川市稲荷木～市川南 3.2k～12.0k 付近
		千葉県市川市市川南～国府台 12.9k～14.2k 付近	
千葉県松戸市下矢切～上矢切 16.0k～18.4k 付近			
千葉県松戸市松戸 19.3k～19.8k 付近			
千葉県松戸市樋野口～古ヶ崎 20.5k～21.3k 付近			
千葉県松戸市古ヶ崎 21.6k～22.0k 付近			
千葉県松戸市主水新田 24.0k～24.3k 付近			
千葉県松戸市主水新田～流山市木 24.4k～27.0k 付近			
千葉県流山市流山～下花輪 28.0k～29.6k 付近			
千葉県流山市下花輪～深井新田 30.8k～34.6k 付近			
千葉県流山市深井新田～野田市今上 34.7k～36.0k 付近			
千葉県野田市今上～中野台 36.6k～39.5k 付近			
千葉県野田市産生～岩名 41.0k～43.4k 付近			
千葉県野田市岩名～東宝珠花 44.0k～50.2k 付近			
千葉県野田市東宝珠花～柏寺 50.4k～52.5k 付近			
千葉県野田市市中戸～関宿元町 54.8k～55.4k 付近			
千葉県野田市関宿元町 55.8k～57.1k 付近			
千葉県野田市関宿元町～関宿町 57.3k～59.1k 付近			
右岸		千葉県市川市河原 3.2k～9.3k 付近	
東京都江戸川区篠崎町 9.3k～10.1k 付近			
東京都江戸川区篠崎町～上篠崎 10.5k～11.0k 付近			
東京都江戸川区北篠崎～東小岩 11.8k～12.1k 付近			
東京都江戸川区東小岩～北小岩 12.7k～14.0k 付近			
東京都江戸川区北小岩～葛飾区柴又 15.5k～16.5k 付近			
東京都葛飾区金町浄水場～東金町 16.9k～19.0k 付近			
埼玉県三郷市鷹野～新和 22.3k～22.6k 付近			
埼玉県三郷市新和～市助 23.4k～25.0k 付近			
埼玉県吉川市三輪野江 30.5k～31.0k 付近			
埼玉県北葛飾郡松伏町築比地 41.3k～41.5k 付近			
埼玉県北葛飾郡松伏町築比地～春日部市新宿新田 42.0k～43.0k 付近			
埼玉県春日部市新宿新田 43.5k～44.5k 付近			
埼玉県春日部市西金野井 45.0k～46.5k 付近			
埼玉県春日部市西視野井 51.5k～52.4k 付近			

50

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）	利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）
(2) 浸透・侵食対策 堤防の浸透対策としては、これまで実施してきた点検結果を踏まえ、背後地の資産状況等を勘案し、堤防強化対策を実施する。 堤防が決壊して洪水がはん濫した場合に、そのはん濫流が埼玉県東部から東京都東部にまで達することとなり、大きな被害の発生が想定される区間であることから、利根川右岸の小山川合流点付近から江戸川分派点までの区間と、江戸川右岸の上流端から常磐自動車道橋梁上流付近までの区間においては、現況の堤防断面を拡大する「首都圏氾濫区域堤防強化対策」（川裏のり勾配 7 割）を実施する。 その他の区間の浸透に対する対策については、被害が大きいとされる区間を優先し、土質条件、被災履歴等を勘案し、その対策工法を選定し実施する。 また、堤防の侵食対策としては、必要な高水敷幅が確保されていない箇所、水衝部における河岸の局所洗掘が発生する箇所及び堤防付近で高速流が発生する箇所において、堤防の安全性が脅かされるおそれがあることから、状況を監視し、必要に応じて高水敷造成や護岸整備等の対策を実施する。特に、小貝川合流点下流の布川地区については、局所洗掘が生じていることから必要な対策を実施するとともに、長期的な河床安定や河岸侵食に関してモニタリングを行い、河道の維持管理に努める。	1 (2) 浸透・侵食対策 2 堤防の浸透対策としては、これまで実施してきた点検結果を踏まえ、背後地の資産状 3 況等を勘案し、堤防強化対策を実施する。 4 堤防が決壊して洪水が氾濫した場合に、その氾濫流が埼玉県東部から東京都東部にま 5 で達することとなり、大きな被害の発生が想定される区間であることから、利根川右岸 6 の小山川合流点付近から江戸川分派点までの区間と、江戸川右岸の上流端から常磐自動 7 車道橋梁上流付近までの区間においては、現況の堤防断面を拡大する「首都圏氾濫区域 8 堤防強化対策」（川裏のり勾配 7 割）を実施する。 9 その他の区間の浸透に対する対策については、被害が大きいとされる区間を優先し、 10 土質条件、被災履歴等を勘案し、その対策工法を選定し実施する。 11 また、堤防の侵食対策としては、必要な高水敷幅が確保されていない箇所、水衝部 12 における河岸の局所洗掘が発生する箇所及び堤防付近で高速流が発生する箇所において、 13 堤防の安全性が脅かされるおそれがあることから、状況を監視し、必要に応じて高水敷 14 造成や護岸整備等の対策を実施する。特に、小貝川合流点下流の布川地区については、 15 局所洗掘が生じていることから必要な対策を実施するとともに、長期的な河床安定や河 16 岸侵食に関してモニタリングを行い、河道の維持管理に努める。 17
56	56

變更內容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成25年5月（現行）

表 5-5 堤防の浸透対策に係る施行の場所 (1/2)

河川名	左右岸	施行の場所	機能の概要
利根川	左岸	茨城県坂東市法師戸～小山	101.3k～106.9k 付近
		茨城県坂東市長谷～木間ヶ瀬	110.0k～111.8k 付近
		茨城県坂東市長須～古布内	112.8k～114.0k 付近
		茨城県坂東市古布内～猿島郡境町鯛ヶ作	115.0k～116.1k 付近
		茨城県猿島郡境町新吉町～塚崎	120.3k～123.0k 付近
		茨城県古河市水海～中田新田	125.3k～132.0k 付近
		埼玉県加須市本郷～飯積	132.7k～137.8k 付近
		群馬県邑楽郡板倉町飯野	141.9k～142.2k 付近
		群馬県邑楽郡板倉町飯野～邑楽郡明和町千津井	142.8k～144.2k 付近
		群馬県邑楽郡明和町梅原～須賀	149.0k～150.8k 付近
		群馬県邑楽郡大泉町古海	161.5k～162.8k 付近
		埼玉県熊谷市妻沼小島	166.3k～167.3k 付近
		群馬県太田市前小屋町～阿久津町	168.3k～171.8k 付近
		群馬県太田市徳川町～伊勢崎市境平塚	173.5k～174.5k 付近
		群馬県伊勢崎市境島村	177.0k～178.0k 付近
	右岸 ^{※1}	群馬県伊勢崎市八斗島町～福島町	181.3k～183.5k 付近
		群馬県伊勢崎市戸谷塚町～柴町	184.4k～185.0k 付近
		茨城県猿島郡玉鹿町山王～川妻	122.0k～129.1k 付近
		埼玉県久喜市嘉木橋東～加須市新川通	129.1k～133.2k 付近
		埼玉県加須市新川通	133.3k～134.2k 付近
右岸	埼玉県加須市新川通～加須市外野	134.5k～137.4k 付近	
	埼玉県加須市外野～羽生市常木	137.6k～141.1k 付近	
	埼玉県羽生市常木～羽生市上新郷	141.3k～150.2k 付近	
	埼玉県羽生市上新郷～深谷市石塚	150.7k～171.0k 付近	
	千葉県野田市瀬戸	96.6k～97.8k 付近	
	千葉県野田市目吹	102.8k～104.0k 付近	
	千葉県野田市小山	106.8k～108.5k 付近	
	千葉県野田市木間ヶ瀬～古布内	109.5k～114.8k 付近	
	千葉県野田市鯛ヶ作～新田戸	115.8k～116.5k 付近	
	千葉県野田市関宿台町～関宿三軒家	118.0k～121.0k 付近	
	埼玉県深谷市江原～中瀬	169.1k～174.9k 付近	
	群馬県伊勢崎市境島村	174.9k～178.2k 付近	
	埼玉県本庄市小和瀬～下仁手	178.2k～179.5k 付近	
	埼玉県本庄市仁手～児玉郡上里町八町河原	180.5k～184.2k 付近	
	群馬県佐波郡玉村町五科～小泉	185.3k～186.5k 付近	
左岸	千葉県市川市稲荷木～大洲	3.2k～11.0k 付近	
	千葉県市川市市川南～国府台	12.9k～14.2k 付近	
	千葉県市川市国府台	15.0k～15.5k 付近	
	千葉県松戸市上矢切～松戸	18.5k～19.5k 付近	
	千葉県松戸市主水新田～流山市木	24.0k～27.0k 付近	
	千葉県流山市加～上貝塚	29.0k～31.0k 付近	
	千葉県流山市中野久木～深井新田	33.0k～34.6k 付近	
	千葉県野田市今上	36.0k～38.5k 付近	
	千葉県野田市関宿元町	55.5k～57.1k 付近	
	浸透対策		

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）

表 5-5 堤防の浸透対策に係る施行の場所 (1/2)

河川名	左右岸	施行の場所	機能の概要		
利根川	左岸	茨城県坂東市法師戸～小山	101.3k～106.9k 付近		
		茨城県坂東市長谷～木間ヶ瀬	110.0k～111.8k 付近		
		茨城県坂東市長須～古布内	112.8k～114.0k 付近		
		茨城県坂東市古布内～猿島郡境町楓ヶ作	115.0k～116.1k 付近		
		茨城県猿島郡境町新吉町～塚崎	120.3k～123.0k 付近		
		茨城県古河市水海～中田新田	125.3k～132.0k 付近		
		埼玉県加須市本郷～飯積	132.7k～137.8k 付近		
		群馬県邑楽郡板倉町飯野	141.9k～142.2k 付近		
		群馬県邑楽郡板倉町飯野～邑楽郡明和町千津井	142.8k～144.2k 付近		
		群馬県邑楽郡明和町梅原～須賀	149.0k～150.8k 付近		
		群馬県邑楽郡大泉町古海	161.5k～162.8k 付近		
		埼玉県熊谷市妻沼小島	166.3k～167.3k 付近		
		群馬県太田市前小堤町～阿久津町	168.3k～171.8k 付近		
		群馬県太田市徳川町～伊勢崎市境平塚	173.5k～174.5k 付近		
		群馬県伊勢崎市境島村	177.0k～178.0k 付近		
	右岸 [※]	群馬県伊勢崎市八斗島町～福島町	181.3k～183.5k 付近		
		群馬県伊勢崎市戸谷塚町～柴町	184.4k～185.0k 付近		
		茨城県猿島郡五霞町山王～川妻	122.0k～129.1k 付近		
		埼玉県久喜市栗橋木～加須市新川通	129.1k～133.2k 付近		
		埼玉県加須市新川通	133.3k～134.2k 付近		
		埼玉県加須市新川通～加須市外野	134.5k～137.4k 付近		
		埼玉県加須市外野～羽生市常木	137.6k～141.1k 付近		
		埼玉県羽生市常木～羽生市上新郷	141.3k～150.2k 付近		
		埼玉県羽生市上新郷～深谷市石塚	150.7k～171.0k 付近		
		江戸川	左岸	千葉県野田市瀬戸	96.6k～97.8k 付近
				千葉県野田市目吹	102.8k～104.0k 付近
				千葉県野田市小山	106.8k～108.5k 付近
				千葉県野田市木間ヶ瀬～古布内	109.5k～114.8k 付近
				千葉県野田市柳ヶ作～新田戸	115.8k～116.5k 付近
				千葉県野田市関宿台町～関宿三軒家	118.0k～121.0k 付近
埼玉県深谷市江原～中瀬	169.1k～174.9k 付近				
群馬県伊勢崎市境島村	174.9k～178.2k 付近				
埼玉県本庄市小瀬和瀬～下仁手	178.2k～179.5k 付近				
埼玉県本庄市仁手～児玉郡上里町八町河原	180.5k～184.2k 付近				
群馬県佐波郡玉村町五科～小泉	185.3k～186.5k 付近				
千葉県市川市稲荷木～大洲	3.2k～11.0k 付近				
千葉県市川市市川南～国府台	12.9k～14.2k 付近				
千葉県市川市国府台	15.0k～15.5k 付近				
千葉県松戸市上矢切～松戸	18.5k～19.5k 付近				
千葉県松戸市主水新田～流山市木	24.0k～27.0k 付近				
千葉県流山市加～上貝塚	29.0k～31.0k 付近				
千葉県流山市中野久木～深井新田	33.0k～34.6k 付近				
千葉県野田市今上	36.0k～38.5k 付近				
千葉県野田市関宿元町	55.5k～57.1k 付近				

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）

表 5-5 堤防の浸透対策に係る施行の場所（2/2）

河川名	左右岸	施行の場所	機能の概要
江戸川	右岸 ^{※1}	埼玉県吉川市加藤～吉屋	32. 2k～32. 6k 付近
		埼玉県吉川市吉屋～平方新田	32. 8k～33. 5k 付近
		埼玉県吉川市深井新田～北葛飾郡松伏町築比地	35. 1k～40. 7k 付近
		埼玉県春日部市小平	46. 7k～47. 2k 付近
		埼玉県春日部市西宝珠花～西親野井	50. 7k～51. 5k 付近
		埼玉県北葛飾郡杉戸町木津内～幸手市花島	54. 5k～55. 9k 付近
		埼玉県幸手市花島～中島	56. 1k～57. 5k 付近
		埼玉県幸手市中島～幸手市西関宿	57. 6k～58. 4k 付近
		茨城県猿島郡五霞町江川～山王	58. 4k～59. 4k 付近
		東京都江戸川区篠崎町～葛飾区柴又	9. 3k～16. 5k 付近
	右岸	東京都葛飾区金町浄水場～東金町	16. 9k～18. 0k 付近
		東京都葛飾区東金町	18. 5k～19. 6k 付近
		埼玉県三郷市新和	23. 5k～24. 0k 付近
		群馬県藤岡市立石	7. 1k～7. 2k 付近
烏川	右岸	群馬県藤岡市中島	7. 4k～7. 7k 付近

※1：首都圏氾濫区域堤防強化対策を実施
※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

表 5-6 堤防の侵食対策に係る施行の場所

河川名	左右岸	施行の場所	機能の概要
利根川	左岸	茨城県稲敷市西代	42. 0k 付近
		茨城県北相馬郡利根町布川	76. 0k 付近
	右岸	千葉県香取市佐原口	40. 0k 付近
		千葉県我孫子市布佐	76. 5k 付近

※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

(3) 高潮対策

江戸川の河口から行徳可動堰までの区間において、高潮対策として堤防を整備する。

表 5-7 高潮堤防に係る施行の場所

河川名	左右岸	施行の場所	機能の概要
江戸川	左岸	千葉県市川市田尻～高谷	1. 2k～1. 6k 付近
		千葉県市川市田尻	1. 9k～2. 2k 付近
		千葉県市川市田尻～稲荷木	2. 5k～3. 2k 付近
		千葉県市川市下妙典～河原	1. 0k～3. 2k 付近
	右岸		

※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）

表 5-5 堤防の浸透対策に係る施行の場所（2/2）

河川名	左右岸	施行の場所	機能の概要
江戸川	右岸 ^{※1}	埼玉県吉川市加藤～吉屋	32. 2k～32. 6k 付近
		埼玉県吉川市吉屋～平方新田	32. 8k～33. 5k 付近
		埼玉県吉川市深井新田～北葛飾郡松伏町築比地	35. 1k～40. 7k 付近
		埼玉県春日部市小平	46. 7k～47. 2k 付近
		埼玉県春日部市西宝珠花～西親野井	50. 7k～51. 5k 付近
		埼玉県北葛飾郡杉戸町木津内～幸手市花島	54. 5k～55. 9k 付近
		埼玉県幸手市花島～中島	56. 1k～57. 5k 付近
		埼玉県幸手市中島～幸手市西関宿	57. 6k～58. 4k 付近
		茨城県猿島郡五霞町江川～山王	58. 4k～59. 4k 付近
		東京都江戸川区篠崎町～葛飾区柴又	9. 3k～16. 5k 付近
	右岸	東京都葛飾区金町浄水場～東金町	16. 9k～18. 0k 付近
		東京都葛飾区東金町	18. 5k～19. 6k 付近
		埼玉県三郷市新和	23. 5k～24. 0k 付近
		群馬県藤岡市立石	7. 1k～7. 2k 付近
烏川	右岸	群馬県藤岡市中島	7. 4k～7. 7k 付近

※1：首都圏氾濫区域堤防強化対策を実施
※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

表 5-6 堤防の侵食対策に係る施行の場所

河川名	左右岸	施行の場所	機能の概要
利根川	左岸	茨城県稲敷市西代	42. 0k 付近
		茨城県北相馬郡利根町布川	76. 0k 付近
	右岸	千葉県香取市佐原口	40. 0k 付近
		千葉県我孫子市布佐	76. 5k 付近

(3) 高潮対策

江戸川の河口から行徳可動堰までの区間において、高潮対策として堤防を整備する。

表 5-6 高潮堤防に係る施行の場所

河川名	左右岸	施行の場所	機能の概要
江戸川	左岸	千葉県市川市田尻～高谷	1. 2k～1. 6k 付近
		千葉県市川市田尻	1. 9k～2. 2k 付近
		千葉県市川市田尻～稲荷木	2. 5k～3. 2k 付近
	右岸	千葉県市川市下妙典～河原	1. 0k～3. 2k 付近

※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

58

58

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）

(4) 超過洪水対策

整備途上で施設能力以上の洪水が発生したり、また、計画規模まで整備が進んでもそれを超える自然の外力が発生し洪水は氾濫した場合においても被害の最小化を図るため、既存施設の有効活用を含め、地域ごとに必要に応じた対策を実施する。

江戸川下流部においては、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間について高規格堤防の整備を行う。

なお、高規格堤防の整備に当たっては、まちづくり構想や都市計画との調整を行うことが必要であり、関係者との調整状況を踏まえつつ順次事業を実施する。

表 5-8 高規格堤防に係る施行の区間

河川名	左右岸	下流端	上流端	機能の概要
江戸川	右岸	JR 京葉線橋梁（0.4k）付近	水元公園（19.8k）付近	超過洪水対策
	左岸	JR 京葉線橋梁（0.4k）付近	市川市国府台（14.2k）付近	

※高規格堤防については、まちづくりとの共同事業であるという特殊性を踏まえ、まちづくり構想や都市計画との調整を図りつつ整備するものとする。

(5) 地震・津波遡上対策

地震動や液状化の影響により、水門・樋門等の倒壊や、堤防の沈下・崩壊・ひび割れ等、河川管理施設が被災するだけでなく、地震後の洪水及び津波により、二次災害のおそれがある。

このため、耐震性能の照査等を行い必要に応じて耐震・液状化対策を実施する。

また、津波が遡上する区間では、操作員の安全を確保し、津波による堤内地への浸水を防止するため、水門、樋門・樋管、堰等の遠隔操作化や自動化等を進める。

さらに、平成 23 年に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき関係都県が設定する津波浸水想定に対して、必要に応じて情報提供、技術的な支援等に努める。

(6) 内水対策

内水による浸水が発生する地区の河川は、ダムや調節池等の本川の水位低下対策と並行して、内水被害の発生要因等について調査を行い、関係機関と調整した上で、必要に応じて、排水機場の整備等、内水被害の軽減対策を実施する。

(7) 危機管理対策

被害の最小化を図る観点から、災害時において河川管理施設保全活動、緊急復旧活動、水防活動等を円滑に行う拠点及びこれにアクセスする管理用通路等について、関係機関

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）

(4) 超過洪水対策

整備途上で施設能力以上の洪水が発生したり、また、計画規模まで整備が進んでもそれを超える自然の外力が発生し洪水氾濫した場合においても被害の最小化を図るため、既存施設の有効活用を含め、地域ごとに必要に応じた対策を実施する。

江戸川下流部においては、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間について高規格堤防の整備を行う。

なお、高規格堤防の整備に当たっては、まちづくり構想や都市計画との調整を行うことが必要であり、関係者との調整状況を踏まえつつ順次事業を実施する。

表 5-7 高規格堤防に係る施行の区間

河川名	左右岸	下流端	上流端	機能の概要
江戸川	右岸	JR 京葉線橋梁（0.4k）付近	水元公園（19.8k）付近	超過洪水対策
	左岸	JR 京葉線橋梁（0.4k）付近	市川市国府台（14.2k）付近	

※高規格堤防については、まちづくりとの共同事業であるという特殊性を踏まえ、まちづくり構想や都市計画との調整を図りつつ整備するものとする。

表 5-8 高規格堤防に係る施行の場所

河川名	施行の場所		機能の概要	
江戸川	右岸	東京都江戸川区北小岩一丁目	13.2k 付近	超過洪水対策

※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

(5) 地震・津波遡上対策

地震動や液状化の影響により、水門・樋門等の倒壊や、堤防の沈下・崩壊・ひび割れ等、河川管理施設が被災するだけでなく、地震後の洪水及び津波により、二次災害のおそれがある。

このため、耐震性能の照査等を行い必要に応じて耐震・液状化対策を実施する。

また、津波が遡上する区間では、操作員の安全を確保し、津波による堤内地への浸水を防止するため、水門、樋門・樋管、堰等の遠隔操作化や自動化等を進める。

さらに、平成 23 年に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき関係都県が設定する津波浸水想定に対して、必要に応じて情報提供、技術的な支援等に努める。

59

59

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）

5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を促進しつつ、水資源開発施設を整備する。

なお、南摩ダム及び霞ヶ浦導水については、その扱いを検討し、その結果を踏まえて対応する。

(1) ハッ場ダム

吾妻川の群馬県吾妻郡長野原町川原畑（左岸）・群馬県吾妻郡長野原町川原湯（右岸）地先に、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水及び工業用水の新たな確保並びに発電を目的とするハッ場ダムを建設する。

表 5-10 ハッ場ダム諸元（再掲）

河川名	施行の場所 (建設位置)	形式	ダムの規模 (堤高)	貯水池容量配分	湛水面積	機能の概要
吾妻川	左岸 :群馬県吾妻郡 長野原町 川原畑 右岸 :群馬県吾妻郡 長野原町 川原湯	重力式 コンクリート ダム	116 m	総貯水容量：107,500 千 m ³ 有効貯水容量： 90,000 千 m ³ 洪水調節容量 洪水期：65,000 千 m ³ 利水容量 洪水期：25,000 千 m ³ 流水の正常な機能の維持：1,313 千 m ³ 水道：22,814 千 m ³ 工業用水道：873 千 m ³ 非洪水期：90,000 千 m ³ 流水の正常な機能の維持：4,022 千 m ³ 水道：82,607 千 m ³ 工業用水道：3,371 千 m ³	約 3km ²	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・水道用水の新たな確保 ・工業用水の新たな確保 ・発電

5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえ自然と調和を図った整備と保全を行う。

なお、実施に当たっては、必要に応じて学識経験者等の意見を聴くとともに、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともにライフサイクルコストの縮減に努める。

(1) 水質改善対策

利根連河では、関係機関や地域住民等と連携して、利根川から導水するためのポンプを整備するとともに流域対策を含む水質改善対策に取り組む。

ダム貯水池において富栄養化による影響が生じた場合には、必要に応じて富栄養化を

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）

5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を促進しつつ、水資源開発施設を整備する。

なお、南摩ダム及び霞ヶ浦導水については、その扱いを検討し、その結果を踏まえて対応する。

(1) ハッ場ダム

吾妻川の群馬県吾妻郡長野原町川原畑（左岸）・群馬県吾妻郡長野原町川原湯（右岸）地先に、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水及び工業用水の新たな確保並びに発電を目的とするハッ場ダムを建設する。

表 5-10 ハッ場ダム諸元（再掲）

河川名	施行の場所 (建設位置)	形式	ダムの規模 (堤高)	貯水池容量配分	湛水面積	機能の概要
吾妻川	左岸 :群馬県吾妻郡 長野原町 川原畑 右岸 :群馬県吾妻郡 長野原町 川原湯	重力式 コンクリート ダム	116 m	総貯水容量：107,500 千 m ³ 有効貯水容量： 90,000 千 m ³ 洪水調節容量 洪水期：65,000 千 m ³ 利水容量 洪水期：25,000 千 m ³ 流水の正常な機能の維持：1,313 千 m ³ 水道：22,814 千 m ³ 工業用水道：873 千 m ³ 非洪水期：90,000 千 m ³ 流水の正常な機能の維持：4,022 千 m ³ 水道：82,607 千 m ³ 工業用水道：3,371 千 m ³	約 3km ²	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・水道用水の新たな確保 ・工業用水の新たな確保 ・発電

(2) 霞ヶ浦導水

那珂川の茨城県水戸市渡里町地先と霞ヶ浦高浜沖の同県石岡市三村干拓地先と霞ヶ浦土浦沖の同県土浦市湖北地先及び利根川の茨城県稲敷市結佐地先と霞ヶ浦麻生沖の同市上須田地先を連絡し、河川湖沼の水質浄化、既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進及び特別水利用者に対する都市用水の供給の確保を図り河川の流水の状況を改善することを目的とする霞ヶ浦導水を整備する。

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）

防止、軽減するための対策を行う。また、選択取水設備等を活用して、ダムからの冷濁水の放流による下流河川における環境への影響を抑制する。

渡良瀬貯水池は、カビ臭対策として、貯水池の干し上げ等を継続実施する。

吾妻川上流における遅沢川等の支川は、依然として酸性の強い状態であることから、品木ダムによる中和対策を継続して実施するとともに、新たな中和対策について、事業化に向けた調査及び検討を進める。

(2) 自然環境の保全と再生

利根川・江戸川の自然環境の変化が懸念される区間においては、利用状況を勘案しつつ利根川・江戸川が在来有している自然環境の保全・再生を図る。また、渡良瀬遊水地については、「ラムサール条約湿地」に登録されたことや、「渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画」を踏まえ、現存する良好な環境の保全と掘削による湿地の再生に努める。

利根川河口堰付近の高水敷の乾燥化が著しい箇所について、ヨシ原や干潟の保全・再生を実施する。

利根川河口堰では、動植物の生息・生育・繁殖環境の連続性を更に改善するため、従来の魚道に加え緩勾配の魚道設置等を実施しており、江戸川においても、上下流方向の連続性を確保するため、江戸川水開門の改築の実施にあわせ、魚類の遡上・降下環境の改善を実施する。また、利根運河では、動植物の生息・生育・繁殖環境の連続性を確保する。

利根川・江戸川における自然環境の整備と保全については、生物の生息・生育地の広域的なつながりの確保に努め、流域住民や関係機関と連携し、エコロジカル・ネットワークの形成を推進する。

(3) 人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備

人と河川との豊かなふれあいの確保については、自然とのふれあいやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備を関係機関と調整し実施する。また、沿川地方公共団体が立案する地域計画等と整合を図り、高齢者をはじめとして誰もが安心して親しめるようユニバーサルデザインに配慮した河川整備を推進する。

62

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）

1 表 5-11 霞ヶ浦導水事業諸元

河川名	施行の場所 (建設位置)	施設	延長及び導水量	機能の概要
利根川	茨城県水戸市 渡里町地先の那珂川	第 1 導水路	延 長：約 43.0km 導水量：那珂川下流部から毎秒15立方メートルを限度として、霞ヶ浦及び桜川へそれぞれ最大毎秒15立方メートル及び最大毎秒3立方メートルを導水 霞ヶ浦から那珂川下流部へ最大毎秒11立方メートルを導水	・水質浄化 ・流水の正常な機能の維持と増進 ・水道用水の新たな確保 ・工業用水の新たな確保
	茨城県石岡市 三村干拓地先の霞ヶ浦高浜沖			
	茨城県土浦市 湖北地先の霞ヶ浦土浦沖			
	茨城県稲敷市 結佐地先の利根川	第 2 導水路	延 長：約 2.6km 導水量：利根川下流部から霞ヶ浦へ最大毎秒25立方メートルを導水 霞ヶ浦から利根川下流部へ最大毎秒25立方メートルを導水	
	茨城県稲敷市 上須田地先の霞ヶ浦麻生沖			

2

3 5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

4 河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえ自然と調和を図った整備と保全を行う。

7 なお、実施に当たっては、必要に応じて学識経験者等の意見を聴くとともに、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともにライフサイクルコストの縮減に努める。

9

10 (1) 水質改善対策

11 利根運河では、関係機関や地域住民等と連携して、利根川から導水するためのポンプを整備するとともに流域対策を含む水質改善対策に取り組む。

13 ダム貯水池において富栄養化による影響が生じた場合には、必要に応じて富栄養化を防止、軽減するための対策を行う。また、選択取水設備等を活用して、ダムからの冷濁水の放流による下流河川における環境への影響を抑制する。

16 渡良瀬貯水池は、カビ臭対策として、貯水池の干し上げ等を継続実施する。

17 吾妻川上流における遅沢川等の支川は、依然として酸性の強い状態であることから、品木ダムによる中和対策を継続して実施するとともに、新たな中和対策について、事業化に向けた調査及び検討を進める。

19

62

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）

表 5-13 維持管理（樋門・樋管）に係る施行の場所（2/4）

種別	河川名	施行の場所		施設名
樋門・樋管	手賀川	右岸	千葉県柏市手賀新田	5. 6k 付近
	手賀川	右岸	千葉県柏市手賀新田	6. 3k 付近
	手賀川	右岸	千葉県柏市手賀新田	6. 9k 付近
	手賀川	右岸	千葉県柏市片山新田	7. 4k 付近
	手賀川	左岸	千葉県柏市曙橋	7. 5k 付近
	手賀川	左岸	千葉県柏市曙橋	7. 6k 付近
	手賀沼	—	千葉県柏市戸張新田	—
	大堀川	左岸	千葉県流山市駒木	手賀沼合流点より 5. 5k 付近
	小貝川	右岸	茨城県取手市小文間	0. 7k 付近
	小貝川	左岸	茨城県龍ヶ崎市豊田町	1. 5k 付近
	小貝川	左岸	茨城県龍ヶ崎市川原代町	6. 5k 付近
	利根川	右岸	千葉県我孫子市柴崎	86. 5k 付近
	利根川	右岸	千葉県我孫子市久寺家	87. 4k 付近
	利根川	左岸	茨城県取手市稲	87. 6k 付近
	利根川	左岸	茨城県取手市稲	88. 0k 付近
	利根川	右岸	千葉県我孫子市久寺家	88. 3k 付近
	利根川	左岸	茨城県取手市野々井	88. 7k 付近
	利根川	左岸	茨城県取手市野々井	88. 9k 付近
	利根川	左岸	茨城県取手市米ノ井	89. 3k 付近
	利根川	左岸	茨城県取手市戸頭	90. 4k 付近
	利根川	右岸	千葉県柏市布施	91. 4k 付近
	利根川	左岸	茨城県守谷市高野	92. 0k 付近
	利根川	右岸	千葉県柏市大室	93. 0k 付近
	利根川	右岸	千葉県柏市大室	93. 5k 付近
	利根川	左岸	茨城県守谷市高野	94. 0k 付近
	利根川	右岸	千葉県柏市船戸	94. 7k 付近
	利根川	左岸	茨城県守谷市野木崎	95. 4k 付近
	利根川	右岸	千葉県柏市船戸	95. 5k 付近
	利根川	右岸	千葉県柏市船戸	95. 9k 付近
	利根川	右岸	千葉県野田市三ツ堀	98. 7k 付近
	利根川	右岸	千葉県野田市三ツ堀	98. 9k 付近
	利根川	左岸	茨城県坂東市小山	106. 4k 付近
	利根川	左岸	茨城県坂東市小山	106. 6k 付近
	利根川	左岸	茨城県坂東市小山	107. 6k 付近
	利根川	左岸	茨城県坂東市長谷	108. 6k 付近
	利根川	左岸	茨城県坂東市長谷	109. 1k 付近
	利根川	左岸	茨城県猿島郡境町下小橋	119. 8k 付近
	利根川	左岸	茨城県猿島郡境町宮本町	121. 5k 付近
	利根川	左岸	茨城県猿島郡境町塚崎	124. 0k 付近
	利根川	左岸	茨城県古河市前林	126. 6k 付近
	利根川	左岸	茨城県古河市中田新田	131. 2k 付近
	利根川	左岸	群馬県邑楽郡板倉町飯野	143. 0k 付近
	利根川	左岸	群馬県邑楽郡板倉町飯野	143. 0k 付近
	利根川	左岸	群馬県邑楽郡明和町須賀	151. 3k 付近
	利根川	左岸	群馬県邑楽郡千代田町舞木	160. 4k 付近

67

1

表 5-14 維持管理（樋門・樋管）に係る施行の場所（2/4）

種別	河川名	施行の場所		施設名
樋門・樋管	手賀川	右岸	千葉県柏市手賀新田	5. 6k 付近
	手賀川	右岸	千葉県柏市手賀新田	6. 3k 付近
	手賀川	右岸	千葉県柏市手賀新田	6. 9k 付近
	手賀川	右岸	千葉県柏市片山新田	7. 4k 付近
	手賀川	左岸	千葉県柏市曙橋	7. 5k 付近
	手賀川	左岸	千葉県柏市曙橋	7. 6k 付近
	手賀沼	—	千葉県柏市戸張新田	—
	大堀川	左岸	千葉県流山市駒木	手賀沼合流点より 5. 5k 付近
	小貝川	右岸	茨城県取手市小文間	0. 7k 付近
	小貝川	左岸	茨城県龍ヶ崎市豊田町	1. 5k 付近
	小貝川	左岸	茨城県龍ヶ崎市川原代町	6. 5k 付近
	利根川	右岸	千葉県我孫子市柴崎	86. 5k 付近
	利根川	右岸	千葉県我孫子市久寺家	87. 4k 付近
	利根川	左岸	茨城県取手市稲	87. 6k 付近
	利根川	左岸	茨城県取手市稲	88. 0k 付近
	利根川	右岸	千葉県我孫子市久寺家	88. 3k 付近
	利根川	左岸	茨城県取手市野々井	88. 7k 付近
	利根川	左岸	茨城県取手市野々井	88. 9k 付近
	利根川	左岸	茨城県取手市米ノ井	89. 3k 付近
	利根川	左岸	茨城県取手市戸頭	90. 4k 付近
	利根川	右岸	千葉県柏市布施	91. 4k 付近
	利根川	左岸	茨城県守谷市高野	92. 0k 付近
	利根川	右岸	千葉県柏市大室	93. 0k 付近
	利根川	右岸	千葉県柏市大室	93. 5k 付近
	利根川	左岸	茨城県守谷市高野	94. 0k 付近
	利根川	右岸	千葉県柏市船戸	94. 7k 付近
	利根川	左岸	茨城県守谷市野木崎	95. 4k 付近
	利根川	右岸	千葉県柏市船戸	95. 5k 付近
	利根川	右岸	千葉県柏市船戸	95. 9k 付近
	利根川	右岸	千葉県野田市三ツ堀	98. 7k 付近
	利根川	右岸	千葉県野田市三ツ堀	98. 9k 付近
	利根川	左岸	茨城県坂東市小山	106. 4k 付近
	利根川	左岸	茨城県坂東市小山	106. 6k 付近
	利根川	左岸	茨城県坂東市小山	107. 6k 付近
	利根川	左岸	茨城県坂東市長谷	108. 6k 付近
	利根川	左岸	茨城県坂東市長谷	109. 1k 付近
	利根川	左岸	茨城県猿島郡境町下小橋	119. 8k 付近
	利根川	左岸	茨城県猿島郡境町宮本町	121. 5k 付近
	利根川	左岸	茨城県猿島郡境町塚崎	124. 0k 付近
	利根川	左岸	茨城県古河市前林	126. 6k 付近
	利根川	左岸	茨城県古河市中田新田	131. 2k 付近
	利根川	左岸	群馬県邑楽郡板倉町飯野	143. 0k 付近
	利根川	左岸	群馬県邑楽郡板倉町飯野	143. 0k 付近
	利根川	左岸	群馬県邑楽郡明和町須賀	151. 3k 付近
	利根川	左岸	群馬県邑楽郡千代田町舞木	160. 4k 付近

68

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）	利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）
3) 浸水想定区域の指定、公表等 洪水予報河川及び水位周知河川においては、洪水時の円滑かつ迅速な避難を促し、被害の軽減を図るため、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに関係地方公共団体に通知する。 さらに、よりきめ細かな浸水情報が提供できるよう検討を行う。 また、大臣管理区間からのはん濫が及ぶすべての地方公共団体で、洪水ハザードマップが逐次更新されるよう、支援していく。 さらに、不特定多数の者が利用する地下街等における避難誘導体制を構築するため、地下空間の管理者等に対し、洪水、高潮時の避難確保計画の作成を支援していく。 4) 防災情報の多様化 洪水、高潮等による被害を最小限にとどめるためには、地域住民及び関係機関の受け手の判断・行動に役立つ情報の整備とともに、それを確実に伝えるための体制づくりが必要である。このため、レーダー雨量観測を含む雨量情報及び水位情報、ＣＣＴＶカメラによる基準水位観測所等の主要地点の画像情報等について、光ファイバー網、河川情報表示板等の情報インフラ、インターネット及び携帯端末、地上デジタル放送（データ放送）等を積極的に活用し、分かりやすく、かつ迅速に防災情報を提供する。 また、従来から用いられてきた水位標識、半鐘、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係地方公共団体と連携・協議して有効に活用する。 5) 防災教育の推進への支援 自主防災組織の結成等、地域の自主的な取り組みを促すとともに、学校や地域における防災教育の推進に向けて、積極的に関係機関と連携を図り支援する。 6) 水防体制の充実強化 水防体制の維持・強化を図るため、水防資機材の備蓄、水防工法の普及、水防訓練の実施等を関係機関と連携して行う。また、平常時から関係機関との情報共有と連携体制を構築するため、水防協議会等を通じて重要水防箇所の周知、情報連絡体制の確立、防災情報の普及等を図る。	1 3) 浸水想定区域の指定、公表等 2 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、被害の軽減 3 を図るため、想定し得る最大規模の洪水が発生した場合に浸水が想定される区域を浸水 4 想定区域として指定し、公表する。 5 また、洪水、雨水流出、高潮又は津波により氾濫が及ぶすべての地方公共団体で、ハ 6 ザードマップが逐次更新されるよう、支援していく。 7 さらに、不特定多数の者が利用する地下街等における避難誘導体制を構築するため、 8 地下空間の管理者等に対し、洪水、雨水出水、高潮又は津波時の避難確保・浸水防止計 9 画の作成を支援していく。 10 11 4) 観測等の充実 12 雨量、水位等の観測データ、レーダー雨量計を活用した面的な雨量情報やＣＣＴＶカメ 13 ラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、施設の能力を上回 14 る洪水等に対し、河川水位、河川流量等を確実に観測できるよう観測機器の改良や配備 15 の充実を図る。 16 雨量情報及び水位情報、ＣＣＴＶカメラによる基準水位観測所等の主要地点の画像情 17 報等について、光ファイバー網、河川情報表示板等の情報インフラ、インターネット及 18 び携帯端末、地上デジタル放送（データ放送）等を積極的に活用し、分かりやすく、か 19 つ迅速に防災情報を提供する。 20 また、従来から用いられてきた水位標識、半鐘、サイレン等の地域特性に応じた情 21 報伝達手段についても、関係地方公共団体と連携・協議して有効に活用する。 22 洪水による河川水位の上昇、高潮による海面水位の上昇等、進行に応じて危険度、切 23 迫度が住民に伝わりやすくなるよう、これらの情報を早い段階から時系列で提供する。 24 25 5) 防災教育や防災知識の普及 26 防災教育が体系的に実施されるよう、学校教育現場における取組を推進するための年 27 間指導計画や板書計画に関する情報を教育委員会等に提供する。さらに、防災知識の 28 普及を図るため、浸水想定区域図等の公表にあわせて説明会を開催するなどの啓発を行 29 う。これらの取り組みが、より効率的なものとなるよう、日頃から河川との関わりを持 30 ち親しんでもらうことが重要であることから、河川協力団体や住民等による河川環境の 31 保全活動や防災知識の普及啓発活動等の支援に努める。

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）	利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）
7) 特定緊急水防活動 洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生により浸入した水を排除するほか、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を行う。 8) 排水ポンプ車の活用 水門・樋門等を通じて利根川等に流入する支川では、洪水、高潮時に利根川等への排水が困難となることがある。そのため、応急的な排水対策として、地方公共団体からの要請により排水ポンプ車を機動的に活用し、浸水被害の防止又は軽減を図る。 9) 堤防の決壊時の被害軽減対策の検討 万一、堤防の決壊等の重大災害が発生した場合、浸水被害の拡大を防止するための緊急的な災害復旧手法及びはん濫後の制御・リスク分散に利用可能な既存構造物の活用や排水ポンプや水門等の有効活用について検討するほか、他の地方整備局等からの人員、資機材の支援があった場合の受け入れ体制についても検討する。 また、平常時から、災害復旧に関する情報共有及び連絡体制の確立が図られるよう、地方公共団体、自衛隊、水防団、報道機関等の関係機関と連携を一層図る。 5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努める。また、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行う。さらに、エネルギーとしての活用を推進するために、ダム管理用小水力発電設備を積極的に導入するとともに、小水力発電事業者と関係機関との情報共有を進める等により小水力発電プロジェクトの形成を支援する。 流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量、感潮域の塩素イオン濃度等の水質を監視し、ダム群の統合管理や、北千葉導水路及び利根川河口堰等の施設の効果的・効率的な運用により、広域的な低水管理を実施する。また、利根川は縦断方向に流量の変動が大きいため、栗橋地点及び野田地点に加え、利根大堰上流地点、利根大堰下流地点、布川地点等においても、きめ細やかな低水管理を実施する。 異常渇水を含め渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する利根川水系	1 6) 水防体制の充実強化 2 堤防の漏水や河岸侵食に対する危険度判定等を踏まえて、重要水防箇所をきめ細かく 3 設定し、水防管理者に提示する。また、的確かつ効率的な水防を実施するために、危険 4 箇所にＣＣＴＶや簡易水位計を設置し、洪水時のリアルタイムな情報の把握に努め、水 5 防管理者に提供する。また、水防資機材の備蓄、水防工法の普及、水防訓練の実施等を 6 関係機関と連携して行うとともに、平常時からの関係機関との情報共有と連携体制を構 7 築し、水防協議会等を通じて重要水防箇所の周知、情報連絡体制の確立、防災情報の普 8 及等を図る。なお、水防活動が行われる際には、水防活動に従事する者の安全の確保が 9 図られるように配慮する。 10 11 7) 特定緊急水防活動 12 洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水 13 防上緊急を要すると認めるときは、浸入した水を排除するなどの特定緊急水防活動を実施する。 14 15 16 8) 排水ポンプ車の活用 17 水門・樋門等を通じて利根川等に流入する支川では、洪水、津波、高潮時に利根川等 18 への排水が困難となることがある。そのため、応急的な排水対策として、地方公共団体 19 からの要請により排水ポンプ車を機動的に活用し、浸水被害の防止又は軽減を図る。 20 21 9) 堤防の決壊時の被害軽減対策の検討 22 万一、堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、浸水被害の拡大を防止するた 23 めの緊急的な災害復旧手法及び氾濫流の制御・リスク分散に利用可能な既設の構造物の 24 活用や排水ポンプや水門等の有効活用について検討するほか、他の地方整備局等からの 25 人員、資機材の支援があった場合の受け入れ体制について検討する。 26 また、平常時から、災害復旧に関する情報共有及び連絡体制の確立が図られるよう、 27 地方公共団体、自衛隊、水防団、報道機関等の関係機関との連携を一層図る。 28 大規模水害時等においては、市町村の防災拠点施設としての機能が著しく低下するお 29 それがあるため、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（Technical Emergency Control FORCE：緊急災 30 害派遣隊）等が実施する、災害発生直後からの被害状況調査、排水ポンプ車による緊急 31 排水等の支援に努める。
77	78

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）	利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）
7) 特定緊急水防活動 洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生により浸入した水を排除するほか、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を行う。 8) 排水ポンプ車の活用 水門・樋門等を通じて利根川等に流入する支川では、洪水、高潮時に利根川等への排水が困難となることがある。そのため、応急的な排水対策として、地方公共団体からの要請により排水ポンプ車を機動的に活用し、浸水被害の防止又は軽減を図る。 9) 堤防の決壊時の被害軽減対策の検討 万一、堤防の決壊等の重大災害が発生した場合、浸水被害の拡大を防止するための緊急的な災害復旧手法及びはん濫後の制御・リスク分散に利用可能な既存構造物の活用や排水ポンプや水門等の有効活用について検討するほか、他の地方整備局等からの人員、資機材の支援があった場合の受け入れ体制についても検討する。 また、平常時から、災害復旧に関する情報共有及び連絡体制の確立が図られるよう、地方公共団体、自衛隊、水防団、報道機関等の関係機関と連携を一層図る。 5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努める。また、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行う。さらに、エネルギーとしての活用を推進するために、ダム管理用小水力発電設備を積極的に導入するとともに、小水力発電事業者と関係機関との情報共有を進める等により小水力発電プロジェクトの形成を支援する。 流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量、感潮域の塩素イオン濃度等の水質を監視し、ダム群の統合管理や、北千葉導水路及び利根川河口堰等の施設の効果的・効率的な運用により、広域的な低水管理を実施する。また、利根川は縦断方向に流量の変動が大きいため、栗橋地点及び野田地点に加え、利根大堰上流地点、利根大堰下流地点、布川地点等においても、きめ細やかな低水管理を実施する。 異常渇水を含め渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する利根川水系	1 10) 災害リスクの評価、災害リスク情報の共有 2 的確な避難、円滑な応急活動、事業継続等のための備えの充実、災害リスクを考慮し 3 たまちづくり・地域づくりの促進等を図るためには対策の主体となる地方公共団体、企 4 業、住民等がどの程度の発生頻度でどのような被害が発生する可能性があるかを認識し 5 て対策を進めることが必要である。 6 このため、単一の規模の洪水だけでなく想定し得る最大規模までの様々な規模の洪水 7 等の浸水想定を作成し、提示するとともに、床上浸水の発生頻度や人命に関わるリスク 8 の有無など災害リスクを評価し、地方公共団体、企業及び住民等と災害リスク情報の共 9 有を図る。 10 11 11) 円滑な避難のための対策 12 氾濫が生じた場合でも、円滑な避難を促進し、人的被害の防止を図るために、想定し 13 得る最大規模の洪水等が発生した場合の浸水深、避難の方向、避難場所の名称や距離等 14 を記載した標識を関係自治体と適切な役割分担のもとで設置するとともに、ハザードマ 15 ップを活用した避難場所や避難経路の確保に向けた自治体の取組に対して技術的な支 16 援等を行う。 17 18 12) 災害リスクを考慮した減災対策の推進 19 想定し得る最大規模の洪水等が発生した場合でも人命を守ることを第一とし、減災対 20 策の具体的な目標や対応策を、関係地方公共団体と連携して検討する。 21 具体的には、浸水想定や災害リスク情報に基づき、浸水区域内の住民の避難の可否等 22 を評価したうえで、避難困難者への対策として、早めの避難誘導や安全な避難場所及び 23 避難路の確保など、関係地方公共団体において的確な避難体制が構築されるよう技術的 24 支援等に努める。 25 また、的確な避難のためのリードタイムの確保等に資するハード対策や土地利用、住 26 まい方の工夫等の新たな施策を、関係する地方公共団体と連携して検討し、必要な対策 27 については、関係する地方公共団体と適切な役割分担のもとで実施する。 28 さらに、氾濫した際の被害の拡大の防止又は軽減のための対策、早期復旧のための応 29 急活動、地域の社会経済活動の影響をできるだけ軽減するための事業継続等のための備 30 えについて、関係自治体や企業等と連携して検討する。 31 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者が、避難確

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）	利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）
7) 特定緊急水防活動 洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生により浸入した水を排除するほか、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を行う。 8) 排水ポンプ車の活用 水門・樋門等を通じて利根川等に流入する支川では、洪水、高潮時に利根川等への排水が困難となることがある。そのため、応急的な排水対策として、地方公共団体からの要請により排水ポンプ車を機動的に活用し、浸水被害の防止又は軽減を図る。 9) 堤防の決壊時の被害軽減対策の検討 万一、堤防の決壊等の重大災害が発生した場合、浸水被害の拡大を防止するための緊急的な災害復旧手法及びはん濫後の制御・リスク分散に利用可能な既存構造物の活用や排水ポンプや水門等の有効活用について検討するほか、他の地方整備局等からの人員、資機材の支援があった場合の受け入れ体制についても検討する。 また、平常時から、災害復旧に関する情報共有及び連絡体制の確立が図られるよう、地方公共団体、自衛隊、水防団、報道機関等の関係機関と連携を一層図る。 5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努める。また、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行う。さらに、エネルギーとしての活用を推進するために、ダム管理用小水力発電設備を積極的に導入するとともに、小水力発電事業者と関係機関との情報共有を進める等により小水力発電プロジェクトの形成を支援する。 流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量、感潮域の塩素イオン濃度等の水質を監視し、ダム群の統合管理や、北千葉導水路及び利根川河口堰等の施設の効果的・効率的な運用により、広域的な低水管理を実施する。また、利根川は縦断方向に流量の変動が大きいため、栗橋地点及び野田地点に加え、利根大堰上流地点、利根大堰下流地点、布川地点等においても、きめ細やかな低水管理を実施する。 異常渇水を含め渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する利根川水系	1 保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術 2 的な助言や情報伝達訓練等による積極的な支援を行い、地域水防力の向上を図る。 3 4 5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 5 河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努める。また、水 6 利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行う。さらに、エネルギーとし 7 ての活用を推進するために、ダム管理用小水力発電設備を積極的に導入するとともに、小 8 水力発電事業者と関係機関との情報共有を進める等により小水力発電プロジェクトの形 9 成を支援する。 10 流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確 11 保するため、流域の雨量、河川流量、取水量、感潮域の塩化物イオン濃度等の水質を監視 12 し、ダム群の統合管理や霞ヶ浦導水路、北千葉導水路及び利根川河口堰等の施設の効果 13 的・効率的な運用により、広域的な低水管理を実施する。また、利根川は縦断方向に流量 14 の変動が大きいため、栗橋地点及び野田地点に加え、利根大堰上流地点、利根大堰下流地 15 点、布川地点等においても、きめ細やかな低水管理を実施する。 16 霞ヶ浦導水の運用に当たっては、水質、水量の変化、生物の生息環境等についてモニタ 17 リング調査を実施するとともに、調査研究をし、利根川の河川環境に大きな影響がないよ 18 うに確認しながら実施する。 19 異常渇水を含め渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する利根川水系 20 渇水対策連絡協議会等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提 21 供に努め、適切に低水管理を行うとともに、必要に応じて、水利使用の調整に関してあつ 22 せん又は調停を行う。 23

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）	利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）
6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項 6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理 都市化に伴う洪水流量の増大、河川水質の悪化、湧水の枯渇等による河川水量の減少、流出土砂量の変化等に対し、河川のみならず、源流から河口までの流域全体及び海域を視野に入れた総合的な河川管理が必要である。 なお、雨水を一時貯留したり、地下に浸透させたりという水田の機能の保全や主に森林土壌の働きにより雨水を地中に浸透させ、ゆっくり流出させるという森林や水源林の機能の保全については、関係機関と連携しつつ、推進を図る努力を継続する。 6.2 地域住民、関係機関との連携・協働 利根川・江戸川における関係地方公共団体や地域の教育委員会、学校、ボランティア団体、民間企業等との連携・支援を積極的に図り、地域住民や関係機関、民間企業等と一体となった協働作業による河川整備を推進する。 6.3 ダムを活かした水源地域の活性化 利根川上流部のダム周辺には、温泉、登山道、スキー場、国立公園等の自然環境を活かした観光資源が多く、各ダムへのアクセスは、上越新幹線や関越自動車道等の幹線に恵まれている。ダムの湖面は、釣り、水上スポーツ、レクリエーション等の場として利用されている。 藤原ダム、相俣ダム、菌原ダム、矢木沢ダム、奈良俣ダム、品木ダム、下久保ダム、草木ダム及び川治ダムでは、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図るため、水源地域及び下流受益地の自治体、住民及び関係機関と広く連携し、ダム周辺の環境整備、ダム湖の利用、活用の促進及び上下流の住民交流等の「水源地域ビジョン」に基づいた取り組みを推進していく。 なお、湯西川ダムにおいては、現在、川治ダムと合わせた「水源地域ビジョン」の策定を検討中であり、また、ハッ場ダムにおいても今後必要に応じ策定する。	1 6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項 2 6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理 3 都市化に伴う洪水流量の増大、河川水質の悪化、湧水の枯渇等による河川水量の減少、 4 流出土砂量の変化等に対し、河川のみならず、源流から河口までの流域全体及び海域を視 5 野に入れた総合的な河川管理が必要である。 6 なお、雨水を一時貯留したり、地下に浸透させたりという水田の機能の保全や主に森林 7 土壌の働きにより雨水を地中に浸透させ、ゆっくり流出させるという森林や水源林の機能 8 の保全については、関係機関と連携しつつ、推進を図る努力を継続する。 9 10 6.2 地域住民、関係機関との連携・協働 11 利根川・江戸川における関係地方公共団体や地域の教育委員会、学校、ボランティア団 12 体、民間企業等との連携・支援を積極的に図り、河川協力団体や地域住民や関係機関、民 13 間企業等と一体となった協働作業による河川整備を推進する。 14 15 6.3 ダムを活かした水源地域の活性化 16 利根川上流部のダム周辺には、温泉、登山道、スキー場、国立公園等の自然環境を活か 17 した観光資源が多く、各ダムへのアクセスは、上越新幹線や関越自動車道等の幹線に恵ま 18 れている。ダムの湖面は、釣り、水上スポーツ、レクリエーション等の場として利用され 19 ている。 20 藤原ダム、相俣ダム、菌原ダム、矢木沢ダム、奈良俣ダム、品木ダム、下久保ダム、草 21 木ダム、川治ダム、五十里ダム、川俣ダム及び湯西川ダムでは、ダムを活かした水源地域 22 の自立的、持続的な活性化を図るため、水源地域及び下流受益地の自治体、住民及び関係 23 機関と広く連携し、ダム周辺の環境整備、ダム湖の利用、活用の促進及び上下流の住民交 24 流等の「水源地域ビジョン」に基づいた取り組みを推進していく。 25 なお、湯西川ダムにおいては、現在、川治ダムと合わせた「水源地域ビジョン」の策定 26 を検討中であり、また、ハッ場ダムにおいても今後必要に応じ策定する。 27
81	84

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）

表 6-1 水源地域ビジョン一覧

ダム名	ビジョン名	策定年	関係行政
草木ダム	草木ダム水源地域ビジョン	平成 14 年 2 月	群馬県みどり市 (旧勢多郡東村)
菌原ダム	菌原ダム水源地域ビジョン	平成 16 年 3 月	群馬県沼田市 (旧利根郡利根村)
品木ダム	品木ダム水源地域ビジョン	平成 17 年 3 月	群馬県吾妻郡草津町 群馬県吾妻郡中之条町 (旧吾妻郡六合村)
川治ダム	川治ダム水源地域ビジョン	平成 17 年 3 月	栃木県日光市 (旧塩谷郡藤原町、栗山村)
下久保ダム	神流川ビジョン	平成 18 年 11 月	群馬県藤岡市 (旧多野郡鬼石町) 埼玉県児玉郡神川町 (旧児玉郡神泉村) 群馬県多野郡神流町 (旧多野郡中里村、 旧多野郡万場町) 埼玉県秩父市 (旧秩父郡吉田町) 群馬県多野郡上野村
藤原ダム 相俣ダム 矢木沢ダム 奈良俣ダム	利根川源流水源地域ビジョン	平成 21 年 11 月	群馬県利根郡みなかみ町 (旧利根郡水上町、新治村)

6.4 治水技術の伝承の取り組み

利根川・江戸川では、徳川家康の入府以来、築堤と開削による瀬替え（利根川の東遷）が行われるなど、古くから治水技術を駆使して洪水防御を行っており、先人の築いた治水のための施設や技術が多く残されている。

例えば二線堤（控堤）、霞堤等の堤防や、敷地を土盛りして高くする水塚等は、現在も利根川等がはん濫したときに、被害の拡大を抑制する効果がある。

このため、これまでの川と人の長い歴史を振り返り、先人の智慧に学ぶことが肝要なことから、これまでの治水技術について整理し、保存や記録に努めるとともに、減災効果のあるものについては地域と認識の共有を図り、施設管理者の協力を得ながら、施設の保全・伝承に取り組む。

82

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）

表 6-1 水源地域ビジョン一覧

ダム名	ビジョン名	策定年	関係行政
草木ダム	草木ダム水源地域ビジョン	平成 14 年 2 月	群馬県みどり市 (旧勢多郡東村)
菌原ダム	菌原ダム水源地域ビジョン	平成 16 年 3 月	群馬県沼田市 (旧利根郡利根村)
品木ダム	品木ダム水源地域ビジョン	平成 17 年 3 月	群馬県吾妻郡草津町 群馬県吾妻郡中之条町 (旧吾妻郡六合村)
五十里ダム 川俣ダム 川治ダム 湯西川ダム	鬼怒川上流ダム群水源地域 ビジョン	平成 25 年 8 月	栃木県日光市
下久保ダム	神流川ビジョン	平成 18 年 11 月	群馬県藤岡市 (旧多野郡鬼石町) 埼玉県児玉郡神川町 (旧児玉郡神泉村) 群馬県多野郡神流町 (旧多野郡中里村、 旧多野郡万場町) 埼玉県秩父市 (旧秩父郡吉田町) 群馬県多野郡上野村
藤原ダム 相俣ダム 矢木沢ダム 奈良俣ダム	利根川源流水源地域ビジョン	平成 21 年 11 月	群馬県利根郡みなかみ町 (旧利根郡水上町、新治村)

6.4 治水技術の伝承の取り組み

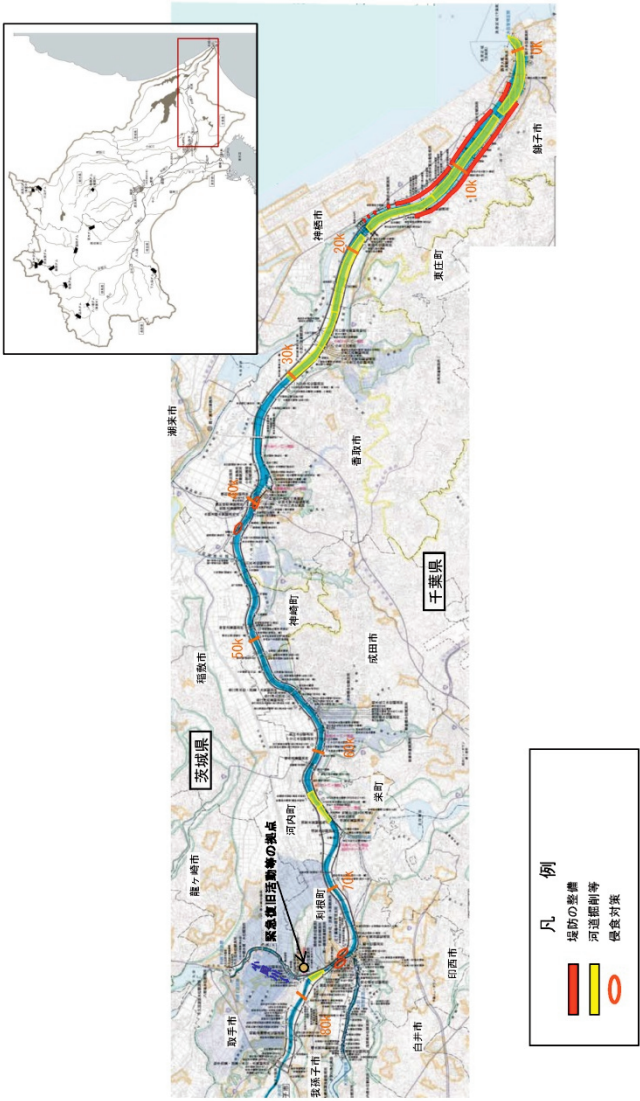
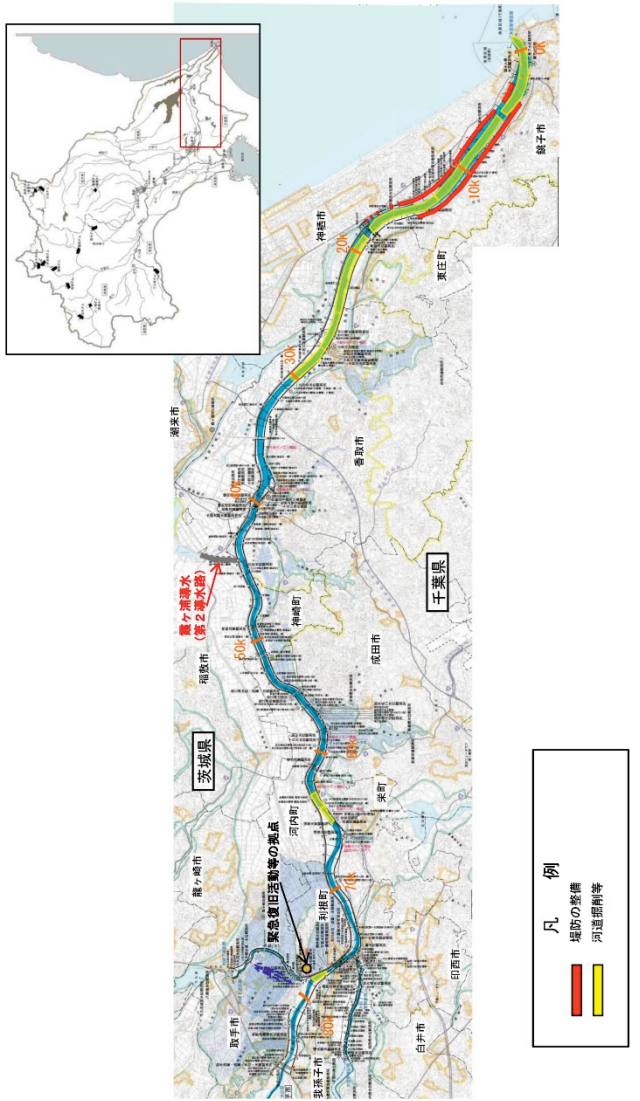
利根川・江戸川では、徳川家康の入府以来、築堤と開削による瀬替え（利根川の東遷）が行われるなど、古くから治水技術を駆使して洪水防御を行っており、先人の築いた治水のための施設や技術が多く残されている。

例えば二線堤（控堤）、霞堤等の堤防や、敷地を土盛りして高くする水塚等は、現在も利根川等が氾濫したときに、被害の拡大を抑制する効果がある。

このため、これまでの川と人の長い歴史を振り返り、先人の智慧に学ぶことが肝要なことから、これまでの治水技術について整理し、保存や記録に努めるとともに、減災効果のあるものについては地域と認識の共有を図り、施設管理者の協力を得ながら、施設の保全・伝承に取り組む。

85

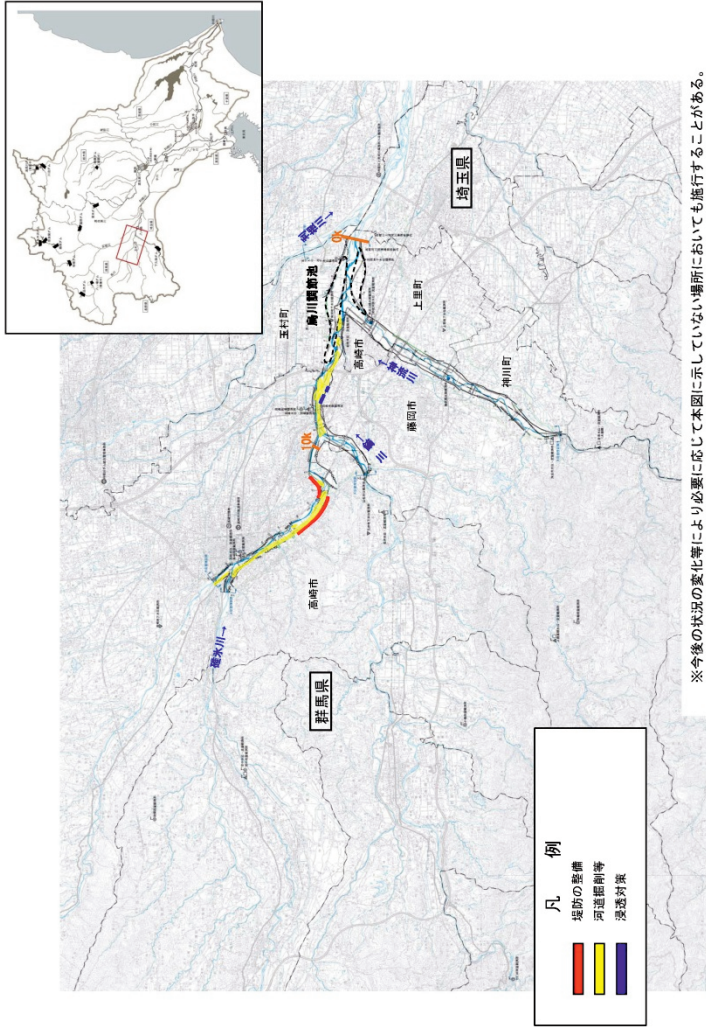
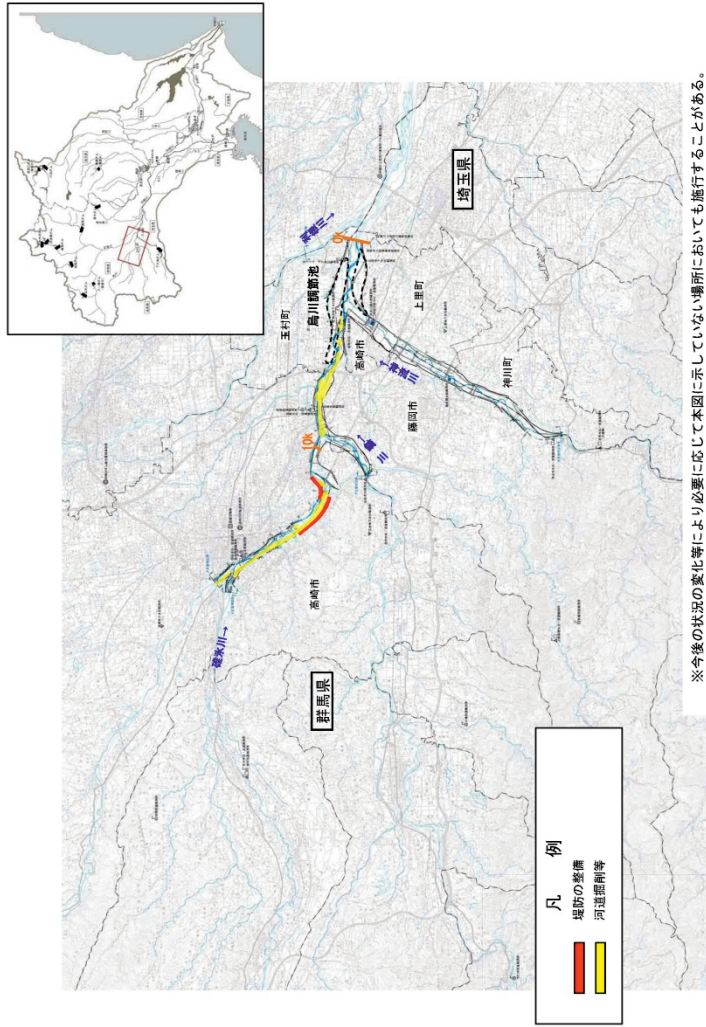
変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）	利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）
洪水対策等に関する施行の場所 【利根川 河口～85.5k】  ※今後の状況の変化等により必要に応じて本図に示していない場所においても施行することがある。	洪水対策等に関する施行の場所 【利根川 河口～85.5k】  ※今後の状況の変化等により必要に応じて本図に示していない場所においても施行することがある。

附図3-1

附図3-1

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）	利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）
洪水対策等に関する施行の場所【烏川】  ※今後の状況の変化等により必要に応じて本図に示していない場所においても施行することがある。	洪水対策等に関する施行の場所【烏川】  ※今後の状況の変化等により必要に応じて本図に示していない場所においても施行することがある。

附図3-3

附図3-3

変更内容比較表

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 平成 25 年 5 月（現行）	利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）
洪水対策等に関する施行の場所【江戸川】 ※今後の状況の変化等により必要に応じて本図に示していない場所においても施行することがある。 附図3-4	洪水対策等に関する施行の場所【江戸川】 ※今後の状況の変化等により必要に応じて本図に示していない場所においても施行することがある。 附図3-4